

幼児教育・保育の無償化について

1. 概要

国において、少子高齢化という国難に正面から取り組むため、今年の10月に予定される消費税率の引き上げによる財源を活用し、幼児教育・保育の無償化等について実施するものです。全体像をおおまかに分類すると、以下のようになります。

年齢	保育の 必要性	通園施設				
		保育所	認定こども園	幼稚園	地域型保育	認可外
3～5 歳児	あり	無償	無償	無償 月25,700円 まで	無償	無償 月37,000円 まで
	なし	—	無償 月25,700円 まで	無償 月25,700円 まで	—	無償化対象外

※0～2歳児については、住民税非課税世帯のみが対象となり、保育所、認定こども園、地域型保育事業に通園する児童は無償、認可外保育施設に通園する児童は月42,000円を上限に対象となります。

※保育の必要性がある児童が幼稚園に通園し、幼稚園の預かり保育を利用する場合は、幼稚園保育料と合わせて月37,000円を上限に対象となります。

※このほか、障害児通園施設（高砂児童学園など）の費用についても無償化されます。

2. 食材料費（給食費）の実費徴収について

（1）食材料費の実費徴収

食材料費（給食費）の取り扱いについては、これまでも基本的に実費徴収または保育料の一部として保護者が負担してきたことから、幼児教育・保育の無償化にあっても、従来の考え方を維持するものです。

区分	現行	無償化後
1号認定 (幼稚園等)	<p>保護者負担</p> <p>保育料</p> <p>副食費 主食費</p> <p>実費</p>	<p>保護者負担</p> <p>無償化 (給付)</p> <p>実費</p>
2号認定 (保育所等)	<p>保護者負担</p> <p>保育料</p> <p>副食費 主食費</p> <p>実費</p>	<p>保護者負担</p> <p>無償化 (給付)</p> <p>実費</p>
3号認定 (保育所等) ※非課税世帯除く	<p>保護者負担</p> <p>保育料</p> <p>副食費 主食費</p>	<p>保護者負担</p> <p>保育料</p>

（2）給食費の免除対象の範囲の拡大

- 生活保護世帯やひとり親世帯については、引き続き副食費の免除が維持（現物支給）されます。
- 副食費の免除対象を拡充し、年収 360 万円未満相当の世帯のすべての子ども及び今までも無償であった全所得階層の第3子以降（小学校就学前までの子から数えて）を対象に副食費が免除されます。

食料費の取り扱いについて（その他）

- 各施設における円滑な給食費の徴収に資するよう、国において、副食費の目安となる額や徴収額の算定にあたっての考え方等が示される予定です。

副食費の免除範囲

○1号認定子ども

高砂市保育料階層	年収	第1子	第2子	第3子以降
A~C2 (所得割額 77,100 円以下)	年収360万円未満相当	免除	免除	免除
D1~D3 (所得割額 77,101 円以上)	年収360万円相当以上	保護者負担	保護者負担	免除

○2号認定子ども

高砂市保育料階層	年収	第1子	第2子	第3子以降
A~D1 (所得割額 57,700 円未満) ただし、ひとり親世帯等は D2 (所得割額 77,100 円以下) まで	年収360万円未満相当	免除	免除	免除
D1~D7 (所得割額 57,700 円以上)	年収360万円相当以上	保護者負担	保護者負担	免除

○多子のカウント方法

	1号認定	2号認定
年収360万円未満相当	年齢に関わらず世帯の子の数による	
年収360万円相当以上	3歳~小学校3年生までの子	0歳~小学校就学前までの子

3. 認可外保育施設等について

無償化の対象となる認可外保育施設については、都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要となります。しかし、都市部における待機児童問題により、やむを得ず指導監督基準を満たさない施設を利用している児童がいることを踏まえ、基準を満たしていない場合でも、無償化の対象とする5年間の猶予期間が設けられています。

そのような中、「無償化の対象となる認可外保育施設等の範囲について、条例による設定を可能にするなど、地域の実情に合わせた運用を検討する」よう、全国市長会における決議が出された（平成30年12月10日）ことを受け、以下のように対応案が出されています。

<対応案>

○ 市町村によっては、以下のように保育提供体制に違いがある。

- ①待機児童が多く、指導監督基準を満たさない施設を利用せざるをえない地域がある一方、②待機児童がおらず、現在でも指導監督基準を満たさない施設を利用していない地域がある

○ このため、5年間の経過措置期間においては、以下の扱いとする。（※法律事項）

- ① 経過措置期間中は、指導監督基準を満たしていない施設についても無償化の対象とすることを原則とする。
- ② ただし、市町村が、現在でも指導監督基準を満たさない施設を利用する人がいないなどの場合には、条例で職員配置（保育士資格等）等に関する基準を設け、無償化の対象を当該基準を満たす施設に限ることができることとする。
- ③ 併せて、条例制定の際の勘案要素として、市町村が保育の需要及び供給の状況その他の事情（待機児童の状況、認可保育所の新設等の状況、指導監督基準を満たす認可外保育施設へ移行させる市区町村の取組の状況等）を勘案し、特に必要であると認めることを規定する。

※ 通常の認可外保育施設の確認に加え、条例を制定した市町村は、市町村条例で定める一定の基準を満たしたのかも確認する必要がある。

認可外保育施設に係る無償化の範囲

